重要事項説明書

江東区

森下保育園

東京都江東区森下 ３－１４－ ６
TEL　０３－３６３５－１５３７

（２０２６年４月１日現在）

本書は、保育の提供の開始に当たり、森下保育園の保育サービスにおける重要事項説明書です。　なお、この重要事項説明書は在籍中、有効とさせて頂きますので、ご家庭で保管してください。重要事項説明書の内容について、年度で変更などある場合は別紙にてお知らせいたします。

重要事項説明

目次

１　施設の目的及び運営の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
　1-1　施設の目的
　1-2　事業者について
　1-3　保育園の理念・方針・目標
　1-4　保育の特色
　1-5　保育園の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
　1-6　施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
２　提供する保育の内容
　2-1　保育計画
　2-2　主な保育プログラム
　2-3　１日のプログラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
　2-4　お散歩のコース
　2-5　年間行事（予定）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
　2-6　保健衛生
　2-7　保育園と家庭との連絡について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
　2-8　ご用意していただくもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
３　保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日・・・・・・・・・・・・・・・・１２
　3-1　保育時間・休園日等
４　保育料その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額・・・・・・・・・・・・１３
　4-1　保育に要する諸費用と納入方法
　　１．通常保育料について
　　２．延長保育料について
　　３．短時間保育料について
　　４．実費をご負担いただくもの
５　保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに保育施設の利用に当たっての留意事項
　　5－1 利用開始について
　　５－２利用終了について
　　５－３利用に当たっての留意事項
６　緊急時等における対応方法・非常災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
　6-1　保育園の安全対策・危機管理
　　１．保育園での安全を守るために
　6-2　非常災害対策
　6-3　災害時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
　　１．災害時の保育
　　２．園児のお引渡し方法
　　３．緊急連絡先

重要事項説明

7　人権尊重・・・

重要事項説明

1　施設の目的及び運営の方針

1-1　施設の目的

児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づいて、乳幼児を心身共に健やかに育成するための保育事業を行います。

1-2　事業者について

事業者の名称	江東区
代表者氏名	江東区長　大久保　朋果
所　在　地	江東区東陽４－１１－２８
電 話 番 号	０３－３６４７－９１１１（代表）

1-3　保育園の理念・方針・目標

保 育 理 念	**（公立保育園統一理念）** ・こどもの人権や主体性を尊重し、自己肯定感を持てる子に育てます。 ・保護者に寄り添い、子育てを支援します。 ・地域社会との信頼関係を築き、子育ての輪を広げ、共に歩みます。
保 育 方 針	『あたたかな家族のような保育園』 こども・保護者・地域の方に丁寧なまなざしを向け、子育ての楽しさを共有発信していきます。
保 育 目 標	・心身ともに健康なこども ・意欲的で表現豊かなこども ・自分も友だちも大切にできるこども ・自分で考えて行動できるこども

1-4　保育の特色

異年齢交流	①　異年齢の関わりを通して思いやりの気持ちを自然に身につけ、心と身体が成長することへの期待感を持つ。 ②　異年齢の友だちの存在を知り、自然に関わり一緒に遊ぶことを通し、思いやる気持ち、優しい気持ち、敬う気持ち、憧れる気持ちを育む。 ③　大人との信頼関係を土台に環境を工夫して整えながら、こども同士の関係を広げ、つながりを深めながら、心と身体と頭の発達を促し主体性・自己肯定感を育む。
異年齢交流の取り組み	・全園児で毎朝、体操します。 ・こどもの主体性を育むためにこども達が選択し自己決定できる環境を用意します。 異年齢交流の時間を『もりっこ』と称しこども達の楽しみに繋がるよう計画実行します。 ・乳児は個々の様子を見ながら無理のないよう幼児との交流を進めていきます。

重要事項説明

1-5　保育園の概要

名　　称	コウトウク　モリシタ　ホイクエン 江　東　区　森　下　保　育　園
所　在　地	〒135－0004　江東区森下3―14―6
認可年月日	１９６９年6月10日
電話番号	０３―３６３５－１５３７
施設長氏名	鶴見　喜美子
沿　　革	２０１０年4月　1日　延長保育実施園となる ２０１３年4月　1日　スポット延長保育実施園となる
入所定員	１０２名 １歳児（た ん ぽ ぽ 組）１６名　／　２歳児（す　み　れ　組）２０名 ３歳児（す ず ら ん 組）２１名　／　４歳児（ゆ　　り　　組）２１名 ５歳児（ひ ま わ り 組）２４名　／
職　員　数	・施設長　１名　　・副園長　１名　　・保育士　１４名　　・用務員　１名 ・再任用保育士　１名　　・嘱託医　１名　　・歯科嘱託医　１名 その他　会計年度任用職員（保育士・栄養士・用務等）配置
給食調理委託	「株式会社　マインド」に委託し、自園で調理しています。
取扱う保育事業の種類	延長保育、スポット延長保育、緊急一時保育 障害児保育、子育て支援地域事業「マイ保育園ひろば/もりっこ広場」、赤ちゃんの駅
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を定期的に実施し、サービス内容の向上に努めています。
江東区一般検査	保育施設の維持・向上を目的に、江東区検査実施要綱に基づいて、年 1 回保育支援課により一般検査を受審しています。
第三者評価	東京都が認証した評価機関による事業評価を３年に１回受審し、その結果を情報公開しています。２０２４年度受審。
ICT システムの導入	株式会社ユニファのルクミーを導入しています。（登降園打刻システム、連絡帳、おたより（災害時等の緊急連絡を含む）、ドキュメンテーション、園児メモリー、アンケート、午睡チェック、写真等）
職員への研修の実施状況	内部研修、外部研修に定期的に参加し、保育の質の向上及び職員のスキルアップに努めております。
嘱　託　医	（内科・小児科）　設置しています。
歯科嘱託医	（歯　　科）　設置しています。

1-6　施設の概要

敷　　地	敷地面積　　９１０．７９㎡ 延床面積　　１，５７６．６５㎡
建　　物	鉄筋コンクリート造４階（保育所使用部分１．２階部分）
施設の内容	乳児室・ほふく室　　１室　　面積：　６８．２１㎡ 保育室・遊戯室　　５室　　面積：３１６．５０㎡ 調理室　　１室　　面積：　４５．４２㎡ 医務室　　１室　　面積：　　５．４１㎡ トイレ（園児用）　　３室
主な設備の種類	プール、冷暖房、１・２階デッキ、消防設備、だれでもトイレ、非常通報装置（学校１１０番） 防火扉、電気錠、防犯カメラ、AED
安全保障	独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」に加入
そ　の　他	屋外戯技場　　90 ㎡

2　提供する保育の内容

2.1　全体的な計画

保育所保育指針、全体的な計画に基づき、年齢別年間指導計画、月間保育計画、週間保育計画を基に日々の保育を展開していきます。

2.2　主な保育プログラム

項目	内　　容
基本的生活習慣	生活リズムを整え、自分でやろうとする意欲を大切にしながら自立に向け、各年齢や個人差に合わせた援助をします。 5 歳児クラスは就学に向けて１月より昼寝がなくなります。保護者と連絡を取りながら体調を考慮し個別配慮していきます。
食育活動	野菜の栽培など各年齢や季節に合わせた食育活動を通して、食材に興味をもち、みんなで食べる楽しさを味わう経験をしていきます。
課題保育	保育所保育指針の「健康」「環境」「人間関係」「言葉」「表現（音楽・体育・絵画・造形）」をバランスよく計画に組み入れ、各年齢に合わせた活動を展開し経験を重ねることでこどもの主体性、豊かな感性、想像力を育てます。
園庭遊び・散歩	身体を動かす事が好きなこども達の欲求を受けとめ、園庭だけでなく公園へ散歩に出かけます。ホールでのリズム・運動遊びも楽しみます。
地域との連携	【目標】小学校および近隣保育園・認証・幼稚園とのネットワークを強化します。 【取組み】連携教育会議の出席と取り組み・５園３校の取り組み （神明幼稚園・森下保育園・白河保育園・神愛保育園・白河かもめ保育園） （深川小学校・八名川小学校・明治小学校）
森下保育園保育ｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞ	5 歳児が【幼児期の終わりまでに育って欲しい姿】を身につけるために必要な経験体験を江東区公立保育園保育ｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞ及び保育の特色を踏まえ計画、実施しています。

2-3　１日のプログラム

時　　間	１・２歳児クラス	３・４・５歳児クラス
７：30～	順次登園・視診	順次登園・視診
	あそび	あそび
９：１０	おやつ（牛乳）	
	朝の体操	朝の体操
１０：００	あそび・課題保育	課題保育
１１：１５	食事（給食）	食事（給食）
１１：３０		
１２：００	休息	
１２：４５		休息
１４：３０	めざめ	めざめ
１５：００	おやつ	おやつ
	あそび	あそび
	順次降園	順次降園
～１８：３０		
１８：３１	延長保育	延長保育
	スポット延長保育	スポット延長保育
～１９：３０	順次降園	順次降園

※1 日のプログラムはこども達の成長に伴い時間等が変更になります。

2-4　散歩のコース

年齢別に散歩コースが違いますが、近隣の森下４丁目公園、森下公園、河川沿い遊歩道（ファミロード）、高森公園、清澄公園、木場公園などに散歩に行きます。

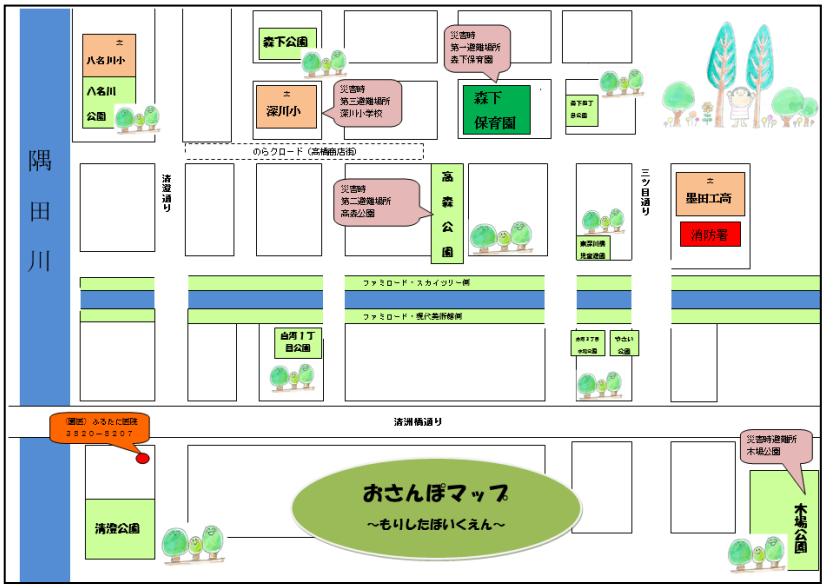

2-5　年間行事（予定）

月	保護者参加の行事	園児参加の行事
４月	入園を祝う日（新入園児） 保護者会（５歳児）	進級を祝う会
５月	保護者会（１～4 歳児）	５歳児園外保育 春の健康診断
６月	保育参観・保育参加・個人面談	歯科健診
７月		もりもりまつり(夏祭り)（全園児） 七夕・プール開き
８月		プール閉い
９月	おじいちゃんおばあちゃんと遊ぶ会 （5 歳クラスの祖父母） 園児引渡し訓練	
10 月	運動会（全園児）	秋の健康診断
11 月	保育参観・保育参加・個人面談	4 歳児園外保育 歯科健診　歯磨き指導（5 歳児） おいもパーティー
12 月		クリスマス会
１月	保護者会（5 歳児）	新年お楽しみ会
２月	保護者会（１歳児～４歳児）	節分
３月	就学を祝う会（5 歳児）	ひなまつりお茶会 お別れ遠足（１～５歳児） お別れ会

＊誕生会（各クラスでお子様の誕生日にお祝いをします。）

＊身体測定（毎月中旬頃）　　＊避難訓練（毎月）

＊保育参観・保育参加・個人面談等は実施月に関わらず、随時行っています。

＊１、２歳クラスは近くの公園におやつを持って園外保育に行くことがあります。

＊３～５歳クラスはお弁当を持って園外保育に行くことがあります。

2-6　保健衛生

園舎消毒	年２回（春・秋）
寝具消毒	年５回程度　布団乾燥　　＊必要に応じて布団丸洗い
床清掃	毎月１回　　＊業者による清掃
その他	換気扇清掃、ガラス清掃、蛍光管清掃、排水管清掃 カーテンクリーニング　　＊業者による清掃

2-7　保育園と家庭との連絡について

項　　目	内　　容
年間行事計画表	４月中旬頃にルクミーカレンダー機能に掲載します。保護者の方の参加行事もありますので日程を必ずご確認下さい。ご家族で日程等を共有しておいてくださいますようお願いいたします。
園だより （クラスだより）	毎月１日に配信します。１ヶ月の行事予定、お知らせ、クラスだより等が記載されていますので必ず目を通してください。クラスの様子をお知らせします。
保健だより	毎月１日に配信します。乳幼児の健康に関する内容を掲載します。
献立表	毎月、月末にルクミーにて配信いたします。行事食や特別食のメニューもあります。食物アレルギーのお子様は月末に献立を確認して頂きます。
給食だより	年数回配信します。こどもの食に関する内容や季節の旬の食材やレシピ等を掲載します。
連絡帳	園児の保育所での状況や家庭での状況を相互連絡しあうためにルクミーの連絡帳機能を活用します。 毎日、ご確認ください。24 時間サイクルでお子さまを捉え、育んでいきましょう。 ★１～２歳児クラス ご家庭からは、朝の体温・体調・食事・排泄・睡眠・遊びの様子などを入力していただき、保育園からも入力し返信いたします。 ★3～5 歳児クラス　　状況によって活用します。
成長のきろく 「もりっこすくすく」	大切なお子さまを保護者の方と保育園で共に育てていくために、保護者の方との面談の中で、一年間の個別年間保育目標を決め、シートを作成します。 年度の途中や終わりには、掲げた目標について達成状況等を双方で確認し合い、次期への保育につなげます。
全体掲示板	玄関に、もりっこデー（異年齢保育）の様子や様々な情報、お知らせを掲示します。
保健掲示板	１階の専用掲示板に感染症発生情報等を掲示しています。
食育掲示板	１階の専用掲示板に食育に関することをお知らせします。 給食レシピも常備しておりますのでご活用ください。
各クラス掲示板	各クラス保育目標・月の計画については各クラス前のファイルにてご自由に閲覧できるようになっています。クラスからの連絡事項等は掲示しますので、毎日ご確認ください。
保護者会	前期後期の年２回開催します。保育目標、クラス保育の様子、成長の様子、行事等についてお知らせします。また、保護者の方のご意見もいただく場とします。
保育参観・保育参加	前期・後期の年２回開催します。保育園でのお子様の様子をご覧いただき、一緒に遊んでいただく場とします。
個人面談	保育参観時等に行います。お子様の健やかな成長を相互に確認し合う場とします。

2-8　ご用意していただくもの

お子様の私物として通常、保育園に保管して使用します。一部、保育園でお配りするもの、季節的に使用するもの、家に持ち帰り、また持ってくるもの等が含まれています。

☆　毎日の生活に必要で、個々に用意、管理していただくもの　　△はご使用になる方のみです。

	１歳児	２歳児	３　歳児	４歳児	５歳児	備　　考
通園用リュックサック			○	○	○	お子様が出し入れしやすいものでお願いします。 ３歳児はクラスから使用時期をお知らせします。
着替え	３組	３組	２組	１組	１組	（個々に応じての必要量）（引出しに予備）
オムツ	○※	○※	△※			１日の必要量（個々に応じて） ※オムツのサブスク利用可
お尻拭き	１箱※	１箱※	△※			個人用カゴに常備(個々に応じて) ※オムツのサブスク利用可
汚れ物を入れるビニール袋(25×35 ㎝)	１箱	１箱	１箱	１箱	１箱	50 枚入り位のもの。 個人用ロッカーに常備
汚れ物を入れる袋	１枚	１枚	１枚	１枚	１枚	エコバック・袋等
布団カバー（各１枚）	掛・毛兼用敷	掛・毛兼用敷	掛・毛兼用	掛・毛兼用	掛・毛兼用	園より貸与します。毎週末に持ち帰り洗濯して週明けにお持ち下さい。
休息コット用カバー（敷）			１枚	１枚	１枚	１３０×６０cm 位。毎週末に持ち帰り、洗濯して週明けお持ち下さい。
休息用掛バスタオル	１枚	１枚	１枚	１枚	１枚	夏季のみ（後日お知らせします）
外遊び用運動靴	１足	１足	１足	１足	１足	毎週末に持ち帰り洗って週明けお持ち下さい。
靴下	１足	１足	１足	１足	１足	予備をご用意ください。
外遊び用上着	○	○	○	○	○	冬季のみ（後日お知らせします） ＊フードのないものでお願いします。
ハンドタオル	１枚	１枚	１枚	１枚	１枚	引き出しに入れて下さい。
上履き	(1 足)	(1 足)	１足	１足	１足	毎週末に持ち帰り洗って、週明けお持ち下さい。 (1,2 歳は冬季のみ。後日お知らせします)
コップ・コップ袋			1	1	1	毎日持ち帰り洗って持ってきて下さい。 ３歳児はクラスから使用時期をお知らせします。
水筒			○	○	○	散歩時などクラスから使用の際お知らせします。 ３歳児はクラスから使用時期をお知らせします。
水遊び用持ち物	○	○	○	○	○	夏季のみ（後日お知らせします） ＊水着、タオル、バック(１歳～５歳児) 水泳帽（３～５歳児）
ハンカチ・ティッシュ					○	使用時期はクラスよりお知らせします。

＊ご不明の点などありましたら職員までお話下さい。　＊個々に管理していただく物は必ずお名前を書いて下さい。

＊下着（パンツ）の貸し出しについては未使用のもので対応しますので、返却の際は未使用のものをご返却ください。

３　保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

3-1　保育時間・休園日等

開　園　日	月曜日から土曜日まで	
開 園 時 間	午前７時３０分から午後7時３０分まで	
延長保育時間	（月極め）午後6時３１分から午後7時３０分まで　　＊別途、要申請	
保育標準時間	午前7時３０分から午後6時３０分まで （開園時間中（延長保育時間除く）最大１１時間の中で、必要となる保育時間）	
保育短時間	午前9時００分から午後5時００分まで （開園時間中（延長保育時間除く）最大8時間の中で、必要となる保育時間） (午前９時～午後５時)を超えた時間はスポット延長保育の対象になります。	
スポット延長保育時間	（保育短時間）午前９時～午後５時を超えた時間 （保育標準時間）午後6時３１分から午後7時３０分まで　　＊事前、当日、要申請	
休　園　日	（１）休日 日曜日・国民の祝日・12 月 29 日から１月３日までの年末年始 （２） その他の休園日 ①自然災害等により開園できないとき 『江東区 保育所等における臨時休園等ガイドライン』に基づき判断します。） ②重大な伝染病等の発生により、園児に感染・被害が及ぶおそれがある場合	
項　目	内　容	申請書類
保育時間 （平日・土曜日）	・支給認定証に基づき、保護者の方の勤務時間と通勤時間をもとに決定します。 ・土曜日は原則として保護者の方がお仕事の時にお預かりします。	・緊急連絡票
	育休中は原則９時から 17 時でお預かりします。	
延長保育 （２０名まで）	・通常の保育時間を超えて保育が必要な場合、利用できます。 ＊申し込みをされても、定員等の関係で利用できないことがあります。 ＊延長保育の利用は１歳児クラス以上です。 ＊次年度に新規に希望する場合は入園募集時にお申し込みください。	・延長保育利用申込書 ・就労証明書（父母ともに） ※園長と面接をさせていただきます。
スポット延長保育	・利用日は月曜日から金曜日です。 ・定員の関係で利用できない場合があります。 ・延長保育の空きがある場合は事前申請ができます。空きがない場合は当日申請のみとなります。 ＊スポット延長保育の利用は１歳児クラス以上です。	・事前申請の場合…事前申込書 ・当日申請の場合… 7:３０～8:４５は当日申込書 8:４５～17:00 は口頭または電話も可 ※詳しくは「スポット延長保育のご案内」をお読みください。

４　保育料その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額

4-1　保育に要する諸費用と納入方法

（１）延長保育料について

月極延長保育をご利用する方へ請求します。

（２）保育短時間利用者の延長保育料について

保育短時間(午前９時～午後５時)を超えた時間はスポット延長保育料を請求します。

（３）実費をご負担いただくもの

・スポット延長保育料　　＊別途納付書にてお支払いいただきます。（１５分１００円）

５　保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに保育施設の利用に当たっての留意事項

5-1 利用開始について

1. 入園は江東区と保護者の契約となります。保育の必要性の認定（２号・３号認定）を受け、支給認定証が交付されます。

2.,江東区から特定教育・保育の実施について受託を受けたときに、開始するものとします。

5－2 利用終了について

1,当園の利用は、利用するこどもが小学校に就学する時、利用するこどもの保護者が児童福祉法その他の関係法令に定める保育を必要とする要件に該当しなくなったときに、終了するものとします。

5-3 利用に当たっての留意事項

1,入園後、保護者の状況等に変更があった場合は必ず保育園と保育サービス係にご連絡いただき、必要書類を保育サービス係に提出してください。

支給認定証の変更が必要な場合、既に交付されている支給認定証を添えて、変更の申請をしてください。

※変更があった場合は、保育時間と緊急時の連絡等を確認させていただきます。

各種届出用紙は江東区のホームページからもダウンロードできますが、保育園にもあります。

書類は園にご持参くだされば、園から保育支援課保育サービス係に送付することもできます。

＊詳細は江東区のホームページ・江東区保育園等入園のしおりをご覧ください。

６　緊急時等における対応方法・非常災害対策

6-1　保育園の安全対策・危機管理

１．保育園での安全を守るために

・通園門、玄関は、常にオートロックで施錠しています。開錠する４桁の暗証番号はプリントにてお知らせしますので適切な管理をお願いします。（暗証番号は安全管理上、１年間ごとに変更します。）
開錠は必ず緊急連絡票に記入した主な送迎者の方が行うようにお願いします。
不審者の侵入やお子様の抜け出し防止のため、お子様に番号を教えず、開錠操作はさせないでください。
・登降園の際には事故防止のため、必ずお子様と一緒に出入りされるようお願いします。
・扉は最後まで確実に閉まるのをご確認ください。（防犯上４０秒でブザーがなります）
・転落事故の防止を図るために平成２４年３月３０日に公布された「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」に基づいて２階の階段の柵を使用しています。

※保育園では「保育園安全計画」「江東区立保育園における業務継続計画」を作成し、安全対策及び危機管理を行っています。

6-2　非常災害対策

・防火、防災管理者（園長）を置き、火災・地震等の災害から園児を守り、また災害の未然防止及びその軽減を図ることを目的として消防計画の下、月１回の訓練を実施します。
・管理権限者（園長）を置き、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的として『社会福祉施設等避難確保計画』の下、研修及び情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を年２回以上実施します。
・年間を通じて、火災・地震・洪水・津波・不審者対応訓練・救命救急（AED）訓練・通報訓練等も行っています。
・区と連携して情報伝達、共有訓練及び災害伝言板を使用した訓練も行っています。
・９月には大規模地震を想定した「園児引渡し訓練」を実施します。
・地震発生時は、基本的に園舎内にいます。
・やむを得ず園外に避難する場合は、門に掲示します。（避難先では園旗が目印です）
・災害に備えて園児の防災頭巾を常備し、非常食（３日分）の備蓄をしています。
（備蓄品）スーパー保存水・アルファー米炊出しセット・缶入りパン・保存用ようかん・保存用塩せんべい
乾パン・クラッカー・氷砂糖・乾燥おかゆパック・非常用トイレ　等
・園舎の火災発生の場合は、近隣の公立保育園や近隣施設に避難する場合があります。
・災害時等の園児の状況はルクミーにてお知らせします。
＊年数回のテスト配信をします。
＊感染症拡大時や運動会等の当日会場変更の場合などルクミーでお知らせします。
＊江東区の防災無線や防災情報により震度４を観測した場合は、園の状況をルクミーでお知らせします。

消防計画作成(変更)･届出	深川消防署 防火・防災管理者　　氏名　　鶴見　喜美子
社会福祉施設等 避難確保計画作成	江東区長 管理権限者　　氏名　　鶴見　喜美子
避難訓練	消防計画に基づく消火・通報及び避難訓練を実施。 社会福祉施設等避難確保計画に基づく避難訓練を実施
防災設備	自動火災報知設備・消火器・誘導灯・防火扉 ＊各種設備は法定の点検を確実に実施します。
避難場所	第１避難場所：　保育園園庭 第２避難場所：　高森公園 広域避難場所・避難所：　木場公園・深川小学校 ◆園舎が火災で生活できない場合　　白河保育園　深川一丁目保育園 ◆津波・水害の場合　　森下児童館　深川小学校３階以上

6-3　災害時の対応

１．災害時の保育

（１）保育開始前に自然災害等が発生し、開園できないときは、臨時休園とします。

（２）保育開始後に自然災害等が発生したときは、状況に応じて保育を中止し、お迎えをお願いします。

２．園児の引渡し方法

地震災害時における園児引取り調査票に登録された方にお子様を引き渡します。

３．地震災害後の保育園事業の継続について

こども未来部の発災初動対応手順に従い、保育事業の継続について検討及び対応を行います。

４．緊急連絡先

森下保育園　　０３―３６３５―１５３７

7　人権尊重

7-1　人権尊重

・児童憲章、児童福祉法に基づき、個々を尊重しながら保育を展開していきます。

・こどもの身体的苦痛や人格を辱めることなどがないよう保育を実施いたします。

7-2　プライバシー保護

・こどもの着替え、排泄などプライバシーを配慮して行います。

7-3　虐待の防止のための措置に関する事項

・児童虐待防止法に基づき、こどもに虐待の疑いがある場合、保育園は関係機関への通告義務が課せられています。

8　その他、保育施設の運営に関する重要事項

8-1　入園時にお渡しする書類、ご提出いただく書類など

（1）「重要事項説明書」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・家庭で保管
（2）「重要事項確認・同意書」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 園に提出
（3）児童票・健康記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 園に提出
（児童票・健康状況・既往歴・予防接種の記録）
（4）緊急連絡票・・園に提出
（5）保育所におけるアレルギー疾患に対する配慮・管理希望調査・・・・・・・・・・・・・・・・ 園に提出
（6）保育所生活管理指導表（園のアレルギー疾患への配慮を希望する方のみ）
主治医が記入したもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 園に提出
（7）地震災害時における園児引取り調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・園に提出
（8）独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」の加入同意書・・・・・・・・ 園に提出
（9）オートロックによる施錠管理方法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・家庭で保管
（10）ルクミーに関するお知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・家庭で保管
（11）スポット延長保育のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・家庭で保管
（12）保育園で特に注意したい感染症・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・家庭で保管
（13）感染症治癒後の再登園の際における治癒証明書（意見書）提出のお願い・・・・・・・・・・家庭で保管
（14）保育園における薬の取り扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・家庭で保管
（15）園内での感染予防のためのご協力のお願い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・家庭で保管
（16）「保育所児童保育要録」の小学校への送付について（5 歳児クラスのみ）・・・・・・・・・家庭で保管
＊お子様の育ちをつなげるために平成 21 年度より小学校への送付が義務付けられています。

8-2　保育園をお休みする時または登降園の時間が遅れる時

1．園をお休みすることが事前に分かっている時は、早めにお知らせください。
2．当日の欠席連絡又は登園が遅れる時は、9 時 15 分までにルクミー又は電話で知らせください。登園後お迎えの方が変更になった場合は電話で保育園に知らせください。なお、保育中は、担当保育士が電話に直接出られないことがありますので予めご了承ください。
3．登降園時間が何らかの事情で、変更がある場合は事前にご連絡下さい。
4．登園時間によっては給食が提供できませんので予めご了承ください。
（衛生上、作ってから提供までの時間に制約があるため）
＊厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」を基本としています。

8-3　保育園での感染症対応

感染症と診断された場合は学校保健安全法に基づき、お休みしていただく場合があります。病気の種類によっては多くのこどもたちに感染します。お子様や同居のご家族に感染症が疑われる場合は必ず医師の診察を受け、その結果をお知らせください。乳幼児期にかかりやすい感染症の症状・感染期間などは、『保育園で特に注意したい感染症』を参考にしてください。治癒後、登園する場合は、医師に登園の可否をお尋ねください。なお、送り迎えのご家族が医師の治癒証明書（意見書）の必要な感染症にかかられている場合は、玄関での対応になりますのでインターホンで声をかけてください。

＊　以下の感染症は治癒後、医師の治癒証明書（意見書）が必要ですので保育園に提出をお願いします。

インフルエンザ、麻しん（はしか）、風しん、水痘（みずぼうそう）、帯状疱しん、 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、咽頭結膜熱（プール熱）、流行性角結膜炎（はやり目）、 百日咳、腸管出血性大腸菌感染症、結核、新型コロナウイルス感染症

【医師の治癒証明書（意見書）の目的】

お子様の症状が回復し、集団生活に支障がないという主治医の診断を保育園として確認する必要があるため提出を求めるものです。保育園においては乳幼児だけではなく妊婦の方も多く出入りがあるため、特に感染拡大予防に注意を払う必要があります。

【医師の治癒証明書（意見書）について】

医師に「意見書」を記入してもらい保護者が園に提出してください。区のホームページからダウンロードできますが、園にも常備しています。

【文書料について】

こちらの「意見書」を使用していただいた場合は、江東区医師会のご協力により、無料となる医療機関があります。詳細は、各医療機関にお問い合わせください。

8-4　保育園での薬の取り扱い

保育園に登園するこどもは、ほとんど集団生活に支障がない状態にあり、通常業務として薬を扱うことはありません。ただし、医師の指示により保育時間内に必要な薬は保護者に代わって与薬を行います。

別紙『保育園における薬の取り扱いについて』をよくお読みになり、手順に従ってお持ちください。なお、坐薬、慢性疾患の与薬については医師の指示書に従うと共に、相互の連携が必要となります。

＊薬の持参については

①医師による「調剤情報提供書」のコピーと保護者による「与薬連絡票」を添付してください。

②薬の袋や容器に名前を記入し、1 回分を持参してください。

③必ず職員に直接お渡しください。

＊とびひや外傷で、ガーゼなどで覆って登園する場合、替えのガーゼ、絆創膏などを持参していただく場合があります。

8-5　保育園での健康管理

登園前に必ずお子様の体温や健康状態等の確認をお願いします。いつもと違う様子や、自宅で内服している時、シールタイプの薬剤（気管支拡張剤テープ、虫刺され治療薬テープ等）を貼って登園する時などは職員にお知らせ下さい。また、剥がれると誤飲の事故につながりますので、上から記名した絆創膏を貼る等の対策を講じて下さい。

お子様は感染症による発熱や下痢、嘔吐、咳、発しん等の症状により不安感を抱きやすいので、お子様に安心感を与えるように適切に対応します。**厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン(2018 年度改訂版)」**には、「子どもの病気～症状にあわせた対応～」の＜保育中の対応について＞を参考にしています。

重要事項説明

保護者への連絡が望ましい場合

＜発熱＞

〇３８℃以上の発熱があり

・元気がなく機嫌が悪いとき

・咳で眠れず目覚めるとき

・排尿回数がいつもより減っているとき

・食欲がなく水分が摂れていないとき

＊熱性けいれんの既往児が 37.5℃以上の発熱があるときは医師の指示に従う。

＊発熱時の体温は、あくまでも目安であり、個々の平熱に応じて、個別に判断します。

＜咳＞

〇咳があり眠れないとき

〇ゼイゼイ音、ヒューヒュー音があるとき

〇少し動いただけで咳が出るとき

〇咳とともに嘔吐が数回あるとき

＜下痢＞

〇食事や水分を摂るとその刺激で下痢をするとき

〇腹痛を伴う下痢があるとき

〇水様便が複数回みられるとき

＜嘔吐＞

〇複数回の嘔吐があり、水を飲んでも吐くとき

〇元気がなく機嫌、顔色が悪いとき

〇吐き気がとまらないとき

〇複数を伴う嘔吐があるとき

〇下痢を伴う嘔吐があるとき

＜発しん＞

＊発しんの状況から感染症の可能性を念頭に置き対応します。

〇発熱とともに発しんがある場合

〇口内炎がひどく食事や水分が摂れない場合

〇浸出液が多く他児への感染のおそれがある場合

〇かゆみが強く手で患部を掻いてしまうとき

〇発しんが時間とともに増えた場合

体調が良くない時は、無理をせず早目に休養し、病後は十分に回復してから登園するようにしましょう。

お子様の保育園での状況やご家庭での状況を相互連絡しあうために 1～2歳クラスはルクミーの連絡帳を活用します。毎日、ご確認ください。

前日や当日に体調の変化が見られる時は登園時に直接職員までお知らせください。

１．入園後の健康診断等

保育園では嘱託医と連携しながらお子様の健康管理をしています。

	対象	時期	担当者	結果お知らせ
健康診断	全園児	春・秋	嘱託医	園児メモリー
歯科健診	全園児	春・秋	嘱託歯科医	園児メモリーまたは歯科健康診断結果
身長・体重測定	全園児	毎月	保育士	園児メモリー
胸囲測定	生後３ケ月未満	４月・10 月	保育士	園児メモリー
頭囲測定	１歳6ケ月まで	４月・10 月	保育士	園児メモリー
視力測定	３・４・５歳児	個別対応	保育士	測定結果により受診をお勧めする場合は口頭で伝えます。

＊接種可能な予防接種は、入所前の標準的な接種期間に接種することをお勧めしています。

また、入園後に接種した予防接種の種類、かかった感染症の状況把握に努めています。

＊予防接種後に登園する時は、保育園に行くことを医師に伝えてください。

＜予防接種を受けた後の一般的注意事項＞としては、「予防接種を受けたあと 30 分間は、接種会場でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう」とされています。
「予防接種とこどもの健康」予防接種ガイドライン等検討委員会発行、より

2．感染予防

保育園は集団の場であり、大勢のお子様の健康を守るための健康管理を行っています。感染症予防対策として、予防接種を勧奨し、接種状況、かかった感染症の種類をお尋ねします。情報は、職員間で共有させていただきます。また、公益財団法人日本学校保健会が運営する「学校等欠席者・感染症情報システム」に、江東区保育政策課として加入し、感染症発生の情報を、江東区医師会、保育政策課、保健所と共有しています。
感染症の発生予防のための措置として、手洗いを重視しています。登園時のお子様の手洗いにご協力をお願いします。咳エチケットの対応が必要な場合に３，４，５歳児にはマスクの持参をお願いすることがあります。
・園内、区内の感染症の状況ついては適時に情報提供します。
・便・嘔吐物・血液・浸出液等で汚れた衣服は感染症拡大防止のため洗わずにそのままビニール袋に入れてお返ししますのでご理解、ご協力お願いいたします。
※詳しくは「園内での感染予防のためのご協力のお願い」をお読みください。
※新規感染症発生時の対応については、厚生労働省の指示に従い、随時別紙にてお知らせいたします。

3．乳幼児突然死症候群（ＳＩＤＳ）防止策

乳幼児突然死症候群（ＳＩＤＳ）とは、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因のわからない病気で、窒息などの事故とは異なります。育児習慣等に留意することで、SIDS の発症リスクの低減が期待されています。うつぶせに寝かせた時の方が、あおむけ寝の場合に比べて SIDS の発症率が高いと報告されています。うつぶせ寝が SIDS を引き起こすものではありませんが、医学上の理由でうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、お子さまの顔が見えるあおむけに寝かせるようにしましょう。保育園の乳児クラスでは、日常、敷きバスタオルを使用せず、布団の周囲には危険なものを置かない等、気をつけています。うつぶせ寝を避け「睡眠時チェック表」を使い呼吸の観察等を行っています。

4．保育中に具合が悪くなった時

保育中に発熱、嘔吐、下痢等でお子様の具合が悪くなった時は保護者の方に連絡し、対応を相談して適切な処置を行います。症状によってはお迎えをお願いします。

保護者の方と連絡が取れない場合には、お子様の身体の安全を最優先した対応をいたします。あらかじめご了承願います。

＊水痘やインフルエンザ等の感染症を疑う場合は、保育場所を別にするなど、他のお子さんへの感染防止も配慮します。

5．園でけがをした時

①軽いけがは保育園で処置します。お迎えの時に状況や処置内容をお伝えしますので、ご家庭で経過観察をお願いします。（市販の絆創膏にかぶれる場合は事前にお知らせください。ご家庭から持参していただきます）

②けがの状態により医師の処置が必要と判断した場合は、保護者に連絡の上、保護者もしくは保育園で医療機関を受診します。医師から説明を聞いていただくため、病院に来ていただく場合があります。

※受診後に乳児医療証・マイナ保険証、資格確認証を医療機関にお持ちください。

※保育中におけるけがの治療費用については「災害共済給付制度」があります。

＊乳幼児期は発達過程の中で自我が芽生え、自己主張も強まる時期があり、言葉での表現が難しいことからこども同士の関わりの中で、かみつきやひっかき等のトラブルを生じることがあります。保育園ではトラブルを未然に防ぐように日々努めますが、止めきれないこともあります。また、活動中に自分で転んだり何かにぶつかったりすることもあり、擦り傷や打撲等、小さなけがをすることもあります。自分の力を試しながら、人とのかかわり方や身を守る術を体験的に学んでいくことをご理解ください。

＊こども同士のトラブルでけがが起こってしまった時は、双方のご家庭に状況を説明し、お子様のお名前を伝えさせていただいています。相手のお子様の名前を知った上で、お会いした時に謝罪したいという保護者の方からのご意見や、これから共に過ごしていくこどもたち、保護者の方同士がわだかまりなく良い関係をつくっていただきたいということもあり、このような対応をとらせていただいています。ご理解いただけますようお願いいたします。

６．独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」の加入について

「災害共済給付制度」は、保育園の管理下（保育園での保育中及び登降園時）で、園児の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）が発生したときに、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付）を行う制度です。この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度です。

＊掛金は全額江東区が負担します。

詳しくは、『独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」のお知らせ』をお読みください。

７．慢性疾患・アレルギー疾患の対応

お子様がアレルギー疾患により、特に配慮や管理が必要で、保育園での配慮・対応を希望される場合は職員にお申し出ください。「保育所生活管理指導表」に基づき対応します。

慢性疾患において、主治医により保育園の生活が可能とされている場合、健康な日常を過ごすための対応については、保護者との連携により対応します。

８．手足の爪について

こどもの爪は薄いため割れやすく、また皮膚も薄いので傷がつきやすいです。

そのため、１週間に１回は爪を切るようにしてください。登園時、爪が伸びている時には保護者の方にその場で切っていただくよう声をかけさせていただきます。また、日中の保育において安全を守るために、必要があれば職員が切らせていただくこともあります。

＜爪が伸びたままになっていると以下のような問題もあります。＞

・細菌やウイルスがたまりやすく不潔になります。

・アトピー性皮膚炎・湿疹・乾燥肌・虫刺され・とびひなどの皮膚のトラブルの際、さらに悪化してしまうことがあります。

・友達とぶつかりあったり、物の取り合いで引っ掻いたりすると、こどもの爪で傷になることがあります。目に当たった場合には眼球に傷がつくことがあります。

9. 虫除け対策について

保育園では次のような対策をしています。

（1） 発生防止

① 毎朝、園庭及び園舎の周りを見回り、清掃する。

② 園庭や園舎の草むしりや、樹木を剪定し、風通し、日当たりを良くする。

③ 水溜りを作らないように注意する。

園庭のタイヤ、シート、砂場の遊具（バケツやカップ等）、植木鉢の受け皿、園庭の側溝等

④ 園庭の雨水枡、排水溝に定期的にボウフラの発生を防ぐ薬剤を投下する。

（2）虫刺され防止

① 網戸を使用し蚊の侵入を防ぐ。

② 園舎内では、家庭用殺虫剤（電気式置型）、園舎外では、蚊取り線香等の使用。

③ 配慮が必要な場合には、外に出る際、長袖長ズボンを着用し肌の露出を控える。

保育園での虫除け剤を塗布するという対応は行っておりません。使用については登園前にご家庭でお願いいたします。

また虫除けシールや虫除けリングは、誤飲等思わぬトラブルにつながる恐れがありますので、ご遠慮くださるようお願いいたします。

10. プール、水遊びについて

保育園では気象庁が発表する情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報と、各園に設置した熱中症計の数値を目安にプールや水遊びを実施します。

プール遊び、水遊びは保護者の方の許可が必要です。毎朝、検温し健康状況を観察してください。

＊次のような症状がある時はプールに入れません。

- 熱があるとき
- 下痢や腹痛のとき
- 皮膚の状態が悪いとき。（とびひや傷が化膿しているとき）
- 目、耳、鼻の病気にかかっているとき
- 流行性の病気にかかっているとき

※水いぼがある時、シールタイプの薬剤（気管支拡張剤テープ等）を貼っている時にはかかりつけ医に相談しましょう。

※慢性疾患をお持ちのお子様は、かかりつけ医にプールが可能か事前にご確認ください。

（アトピー性皮膚炎・中耳炎・心疾患、その他）

※咳、鼻水等かぜ症状で内服しているときは、主治医にプールが可能か事前にご確認ください。

・プール遊び、水遊びを安全かつ衛生的に行うために、石鹸でお尻を洗い流水で洗い流してから入ります。職員は手袋を使用し、手袋を石鹸で洗い流してから次の子のお尻を洗います。

・絆創膏（湿潤療法用を含む）・シールタイプの薬剤（気管支拡張剤・虫刺され治療薬等）は水の中で剥がれやすく、お子様が誤飲をする可能性があります。そのため、テープ類を貼ったままでの入水は行っておりません。ご理解とご協力をお願いします。

11．事故防止・安全対策

・「安全チェックリスト」を用いて、園内外の環境整備及び点検を行っています。
・こどもの年齢（発達）による事故の危険を理解し、その防止に努力しています。
・誤飲予防のために、遊具の点検をしています。
・保育園にＡＥＤを設置しています。心肺蘇生及びＡＥＤ使い方の研修を実施しています。

12．衛生管理

・園舎内外の環境整備と衛生について、定期的に点検を行っています。
・食中毒および感染症の予防のために、調理室、おむつ交換台、汚れたおむつ入れ、トイレなどは消毒液を用い清掃を行います。適宜、ペーパータオル、使い捨て手袋を使い、必要に応じて消毒液を用いています。
・乳児がなめる可能性のあるおもちゃは、共有しないように数を揃えたり、水洗いをしています。
・小動物・昆虫類の飼育、土中の虫探し、落葉拾いなど自然との触れ合いについては、衛生面に注意して行います。なお、アレルギーについては医師が記入した「保育所生活管理指導表」に基づき配慮いたします。
・集団給食施設届出を保健所へ届出済みです。水質検査を毎朝実施しています。
・職員は全員、毎月、細菌検査を行っています。

13．健康支援についての指導と連携

・お子様の健康支援については、担任保育士だけではなく、嘱託医、近隣の区立保育園看護師と連携して行います。
・衛生管理については、保育政策課、保健所、江東区医師会、区立保育園看護師と連携し進めています。

8-6　給食・おやつ

1．栄養給与目標

食事は、一日に摂りたい栄養量の約半分を目安にしています。目標量は４月と９月のお子様たちの体格を考慮して算出しています。　（　1～2 歳児　５０%、3～5 歳児　４０%　）

2．献立内容

・保育政策課栄養士が栄養やカロリーのバランスを考慮して献立を作成し、栄養豊かな愛情のこもった温かい給食を保育園で調理しています。
・日常食、行事食を通し、季節感を大切にし、伝統的な食事など、豊かな食文化を伝えます。
・調理や盛り合わせを工夫し、楽しい雰囲気で食べられるように配慮しながら望ましい食生活が身につくようにしていきます。
・遠足などの場合、家庭からお弁当を持参していただくことがあります。
・給食の提供は幼児食となります。＊離乳食の提供は行っておりません。

３．献立表について

・献立表は前月末にお渡しします。
・給食（３歳児クラス量）、おやつの見本を玄関に展示します。
　＊夏季は衛生上、写真にて掲示します。

４．除去食について

（食物アレルギー児の対応）

・食物アレルギーと診断され、特定の食物を除去する必要があると診断された場合、医師が記入した「保育所生活管理指導表」に基づき除去食対応を行います。詳細は、厚生労働省『保育所におけるアレルギーガイドライン』、『江東区の保育所におけるアレルギー疾患対応マニュアル』に基づいて、行います。
・月１回、アレルギー対応献立表の内容をご確認いただきます。
・アレルゲンの種類が多い場合やアレルゲンとなる食材を除いて調理することが困難な場合等は、お弁当の持参となります。
・アレルギー対応解除の場合は所定の用紙にご記入の上、ご提出下さい。
・年度末には保護者の方と面談のうえ、食物アレルギー対応の確認を行います。

（宗教上の対応）

・基本的に除去での対応になります。
・食事制限については面談の上、決定させていただきます。ご希望に添えないことがあります。
　食材を除いて調理することが困難な場合等は、お弁当の持参となります。

（慢性疾患においての対応）

・食事の対応が必要な場合は医師の指示に基づき対応を行います。対応が多種にわたり、調理することが困難な場合等はお弁当の持参となります。

５．延長補食について

延長保育、スポット延長保育のお子様には午後６時 30 分頃に補食を提供します。
補食は夕食を勘案し軽めのおやつ程度です。

8-7　ご利用に際し留意していただきたいこと

1．緊急時の連絡先について

緊急に連絡を必要とする場合（病気、怪我など）がありますので、緊急連絡票に記載された勤務先に不在の場合は必ず連絡方法をお知らせ下さい。

2．送迎について

- 送迎をする方は、防犯上必ず緊急連絡票の主な送迎者に記入されている方にお願いします。代理の方が送迎される場合は必ず事前にお知らせください。連絡がなくお迎えにいらした場合、お身内の方でも確認が取れるまではお引渡しできませんのでご了承ください。
- 送迎時には、タブレット等で打刻をし、必ず職員に声をかけて下さい。
- 廊下を走ったりすると、思わぬ事故になります。送迎時にはお子様から目を離さないようお願いします。

3．お車でお越しの際のお願い

駐車スペースがありません。送迎の際の駐車は、近隣の方のご迷惑にならないようご注意下さい。

4．自転車でお越しの際のお願い

保護者駐輪場がありません。送迎の際には園の一時駐輪場をご利用下さい。（玄関前の道路には、駐輪しないようご協力下さい。）

園前の道路は近隣にお住まいの方の通路になりますので駐輪しないようお願いいたします。

送迎の際には車、自転車、歩行者に充分ご注意下さい。

5．ベビーカーでお越しの際のお願い

ベビーカー置き場は玄関横にありますが、保護者の方の自己管理となっています。スペースが限られております。譲り合ってお使いください。登園後の保管を必要とする場合は事前にご相談下さい。

6．持ち物、身の回りの物の管理について

- 持ち物の紛失を防ぐため、すべてのものに記名をお願いします。
- 紛失した場合、保育園では責任を負いかねますのでご了承ください。
- 落とし物が届いた際は全保護者に周知し、2 週間保管後持ち主が現れない場合は処分させていただきます。
- 玩具の持参はご遠慮下さい。
- 食べ物の持参はご遠慮下さい。アレルギー対応が必要なお子さんもいますのでご配慮をお願いします。
- ひもやフードの付いた衣服、パッチンドメや華美で大きな飾りの付いたゴムやシリコンゴムなどは、思わぬ事故を招きますのでおやめください。
- お子さんの足にあったサイズの靴をご用意ください。サンダル等は、危険ですのでおやめください。
- 1、2歳児クラスは荷物が置けるようロッカーを用意しております。3歳児クラス以上は十分なスペースがありませんのでご了承ください。貴重品、個人情報になるものは入れないでください。

7．眼鏡等の取り扱いについて

医師の指示により保育園で必要な対応については、家庭と保育園で協力して行っていきますので必要事項を「連絡票」に記入してください。不慮の事故などで、万が一持参品が破損した場合、園では責任を負えませんのでご了承ください。持参品が変更になる時には、新たに「連絡票」の記載をお願いいたします。

8-8　個人情報の取り扱い

１．個人情報保護について

当園では個人情報保護に関する法律を遵守し、その保護に努め、細心の注意をはらいながら運営しています

個人情報保護方針

当園は、個人情報利用にあたり、その目的を明らかにして、個人情報の保護に関する法律、区の情報セキュリティポリシーその他の関係法令及び、厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護に努めます。

個人情報の具体的な取り扱いについて

１、収集・利用の目的

園児ならびに保護者の個人情報の収集に際しては、あらかじめ利用目的、利用の範囲を明示し、保護者の同意を得た情報を収集します。

収集した個人情報は、保育サービスの提供等を適切かつ円滑に行うことを目的に、以下の業務に利用します。

（１）入園に関する業務　　（２）保護者との連絡に関する業務

（３）園児の保育に関する業務　　（４）園児の記録管理に関する業務

（５）園児の健康状態把握に関する業務　（６）就学に関する業務

２、個人情報の管理について

個人情報の含まれる提出書類（児童票など）は、原則として持ち出しを禁止し、園内で厳正かつ適切に保管および処分します。また、収集した個人情報については漏えいがないよう適切な処置をとるとともに、個人情報の利用保有する必要がなくなった場合は、区の規定に従って速やかに廃棄処分します。

３、第三者への提供の制限

利用目的以外の目的のために、個人情報の保護に関する法律第 69 条に規定されている以下の場合を除いて、保護者の同意を得ずに第三者に個人情報（個人データ）を提供することはありません。

（１）本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

（２）法令等に基づくとき。

（３）他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

（４）前３号に掲げるもののほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

４、職員の責務について

個人情報保護方針を全職員に周知し、情報管理の徹底を図ります。

また退職後についても同様の取り扱いをします。

５、個人情報についての問い合わせ及び開示について

園児及び保護者自身の情報についてのお問い合わせや開示につきましては、園長まで直接お問い合わせください。個人情報の保護に関する法律並びに江東区個人情報保護制度及び情報公開制度の規定に基づいて対応させていただきます。

2. ホームページ等の写真掲載について

当園では、写真撮影をし、クラスだより等で園内に掲示や、ホームページへの掲載をしております。そのため、保護者の方に事前に同意をいただいております。また、これらを外部提供する場合には、その都度お知らせし、確認を取らせていただいております。なお、同意がない場合は写真の掲載はいたしません。

＊保護者の皆様へのお願い

保育園行事などの際、個人で撮影したビデオや写真などは責任をもって管理し、外部への提供やインターネット（ブログや動画サイトなど）に投稿される場合は、映っている人や場所が特定されない、または、本人に許可を取るなど十分にご配慮ください。

8-9　ご意見・ご要望の対応窓口の設置

保護者からのご意見や苦情に的確に対応するため副園長を苦情受付担当者、園長を苦情解決責任者としております。皆様からのご意見や苦情は、保育の向上のための糧として園長会や保育政策課が解決に努力してまいりますが、円滑に解決できない場合に中立公正な立場から相談や助言を行い、適切に解決するための第三者委員会を設置しています。なお、保育園に関するご意見や苦情等については、保育園において責任をもって対応してまいりますので、ご遠慮なく申し出下さい。

電話でも、ご意見箱『もりっこ伝書鳩』でも受け付けております。

（1）相談・苦情担当

＜相談窓口＞相談・苦情受付担当者	氏名　　一瀬　もと子（副園長）　　電話　03－３６３５－１５３７
＜相談窓口＞相談・苦情解決担当者	氏名　　鶴見　喜美子（施設長）　　電話　03－３６３５－１５３７
＜第三者委員会＞第三者委員５名	設置しています

（2）当保育所以外に、区市町村の相談・苦情窓口があります。

区市町村担当課名	江東区　こども未来部保育支援課　保育相談窓口 所在地　江東区東陽４－１１－２８ 電　話　０３－３６４７－８４６４